

墨田区消費者ニュース

平成30年4月発行 第137号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



社会人や大学生として新生活をスタートする皆さん **マルチ商法に注意!**

若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの知人が、「楽しんで稼げるよ」などと誘い契約させる、連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」）の消費者トラブルが発生しています。

★トラブルに遭わないために、注意すべきポイント

- ・友人からの誘いでも、はっきりNO!
- ・「必ず儲かる」「楽しんで稼げる」ことはありません!
- ・「内緒」と「借金して契約」には要注意!
- ・友人を紹介すると、関係が壊れます!
- ・断り切れず契約したが解約したいときは、消費者センターに相談を!



【消費者庁イラスト集より抜粋】

★クーリング・オフ

連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」の場合）、契約書面を受け取った日から20日以内であれば、無条件で契約解除ができます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合があります。未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、「未成年者取消」ができます。クーリング・オフのやり方が分からないときは、消費者センターに相談をしてください。

消費者講座

★はじめて学ぶ仮想通貨★

～悪質商法にあわないために～

参加無料!

日時：5月18日（金）午後2時～3時半

会場：すみだ女性センター（押上1-12-7）

対象：区内在住・在勤・在学者

申込：すみだ消費者センターに電話か窓口で

電話：5608-1516

【講座内容】仮想通貨の仕組みや、トラブルにあわないための注意事項、仮想通貨のやり取りを実演します。

クリーニングから戻った服は、すぐに点検を！

～クリーニング事故賠償基準による補償には期限があります～

【相談事例】

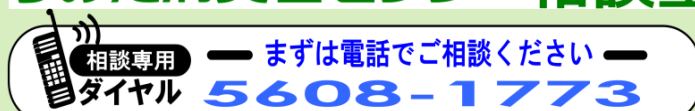
黒色のコートを3月にクリーニングに出した。1週間後に商品を受け取り、自宅のクローゼットで保管していた。12月にコートを着用したら、コートに触れたバックや手のひらが黒色に染まった。クリーニング店に苦情を言うと、「洗濯物を受け取ってから6か月以上経っているので補償できない」と言われた。クリーニング店からコートを受け取った時に仕上がり状態は確認しなかったが、クリーニングに出す前は問題なく着用できた。クリーニング事故だと思うので補償して欲しい。

【アドバイス】

消費者センターがクリーニング事故の相談を受けた場合、「クリーニング事故賠償基準」（以下、「賠償基準」という）に基づき、消費者、クリーニング業者、衣料メーカー等と交渉し解決を図ります。賠償基準は、扱った洗濯物に対してクリーニング業者が賠償責任を負う際に、公平・効率的に消費者救済を図るための基準です。しかし、業者に過失があった場合でも、洗濯物を出してから1年経過、受け取ってから6か月経過している場合は免責（賠償基準7条）になります。事例の場合、相談者がコートの事故を申し出た時は、洗たく物を受け取ってから9か月経過していたので、賠償基準による補償を求める事はできず、解決が困難になります。

洗濯物を受け取った時は、必ず、付属品はあるか、シミなどの除去はできているか、服に異常はないか等のチェックをしましょう。

すみだ消費者センター相談室



まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

